

3番(川瀬 孝代君) 質問に入る前に、春を呼ぶ定額給付金、いよいよ実施となりました。生活支援、消費拡大、地域活性化につなげようと、私ども公明党が声を上げてまいりました。

生活実感のかけらもない野党、マスコミの一部による批判が絶えません。私も現場での声を伺いました。ほとんどの方が、いただけるものならいただきたいとの声でした。中には、幼児教育の経済負担軽減のための子育て応援特別手当も対象となる家庭などは、支給も決まっていないのに我が家は幾らと、ちゃっかり計算して、何に使うかを決めておられる方もいました。

今、百年に一度の危機と叫ばれ、経済の急激な悪化が、さらに私たち庶民の生活に、いつ襲いかかってくるか、不安な毎日であります。現実には生活苦を肌で感じている方もあるかと思えます。金額としては多くはないですが、家計を預かる主婦にとっては、何ともありがたい税金の戻りであると思えます。担当職員の方々には大変ご苦勞をおかけしますが、一日も早く皆様の手元に確実に届くよう、よろしく願いいたします。

議会冒頭の所信表明でもございましたが、中学3年生までの医療費助成の拡大、また妊婦検診14回無料化など、切れ目のない子育て支援、また、東員町ならではの教育への取り組みなどに対しまして、町長並びに教育長、関係当局の皆様のご努力に敬意を表するとともに、心から感謝申し上げます。今後も町民のニーズにこたえる施策の実現に向け、私も一生懸命取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

通告に従いまして、2つ質問させていただきます。

1つ目として、DV対策について、お伺いいたします。

生命の尊厳を侵す暴力という脅威は、戦争やテロや傷害事件などに限られたものではありません。私たちが生活の基盤にする家庭の中にも暴力は広がっているのです。特に、配偶者に暴力を振るうドメスティック・バイオレンス(DV)は、どこの家庭で起こっても不思議ではないと言われる身近な深刻な問題となっております。

平成15年の内閣府の調査によりますと、女性の6人に1人が、配偶者などから身体的な暴行を受けたことがあり、20人に1人が命の危険を感じる暴行だったと答えています。問題化され始めたころ、犬も食わない夫婦げんかをとことら騒ぎ立ててどうする、といった論調がありました。配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合、女性であり、経済的自立が困難な女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の妨げとなっております。

こうした認識のもと、平成13年4月に、配偶者暴力防止法が制定されました。このDV法は、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律であります。DV防止法が施行されたことによって、配偶者への暴力は犯罪であると認識されるようになりました。

なぜ、配偶者に暴力を振るうのか、多くの加害者は相手を選んで暴力を振るうのです。DV加害者は親密な関係にあることから、見逃してもらえるなどと、暴力を背景に、相手を支配することが目的と言われております。

DV問題の難しさは、それが家庭という密室で起こる、見えにくい暴力なのです。特に女性に深刻な健康被害をもたらすこともあります。また、DVの温床として男尊女卑のような差別的な価値観や、力のある者にはある種の横暴を許してしまう社会通念があるように思われます。そのためには、次の世代に真の平等感を教えなくてははいけません。やはり教育が大事になってくるのではないかと考えます。

DVは男女共同参画社会実現をはばむ最大の犯罪行為であり、究極の人権侵害と考えます。

そこで、東員町としましてどのようにお考えなのか、6点について、お願いをいたします。

1点目、東員町男女共同参画プランにおいて、どのような取り組みを行っているのか。また、プランの見直しはあるのでしょうか。

2点目、改正DV法において、都道府県のみ義務づけられていた配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定が市町村の努力義務とあります。市町村の積極的な姿勢が求められております。本町として、基本計画策定のお考えをお伺いいたします。

3点目、1月に豊田男女共同参画センターに研修視察に行つてまいりました。豊田市では、一昨年8月、DVの実態と市民意識について調査を行いました。そして、昨年5月にその結果を発表いたしました。新聞報道にもございましたが、その結果の中で、男性優位意識が根強く、身体にDVを受けたことがあると回答した女性は3人に1人おり、2005年の内閣府調査の全国平均を上回りました。また、精査に関して、男女間で大きな意識の差があり、理由ははっきりしていないのですが、男女平等に関する教育をさらに進める必要があるのではないかと語られておられました。

本町においても、DVに対する実態及び意識調査が必要ではないかと考えます。調査実施についてのお考えをお伺いいたします。

4点目、都道府県が設置する配偶者暴力相談支援センターでのDVに関する相談件数は年々増加傾向にあり、しかも、深刻なケースが少なくありません。DVは問題が潜在化する可能性が多く、さらに地域で相談できる体制整備を求められております。被害者保護のため、また、安心して相談できる体制が必要と考えます。体制整備について、お伺いをいたします。

5点目、DV防止法の周知啓発において、三重県男女共同参画が発行しているDV相談の期間が記載されている支援コールメモ、この小さなメモなんですけれども、ここに相談の窓口の電話番号とかが書いてあります。このメモは、現在所管の窓口に置いてあります。ただ、置いておくだけではなく、小さな箱に入れて、公共施設の女性用トイレに設置することを要望いたします。悩んでいる方へ、また、その方のプライバシーを守るためにもいいのではないかと思います。相談場所を知らせることは大事なことだと思います。そのお考えをお伺いいたします。

6点目、DVがある家庭で育った子どもは、親から何らかの虐待を受けている場合が高く、直接、暴力を振るわれなくても、目撃をしてしまうことで、心理的虐待となり、その子どもが大人になったとき、配偶者に暴力を振るい、わが子を虐待するという、暴力の連鎖を起してしまうのです。

このようなことで、平成16年、児童虐待防止等に関する法律改正によって明確化されています。日本では、ようやく被害者の救援体制を整いつつある段階で、加害者を更生させる取り組みが始まったばかりであります。DV被害者は、子どもに重大な影響を与えます。児童虐待防止法改正、第4条第3項に、専門的知識に適切な保護及び自立の支援を行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員等の人材の確保並びに資質の向上を図るとあります。児童虐待対策が必要であると考えます。本町としてのお考えをお伺いいたします。

以上の点について、町長のお考えをお伺いいたします。お聞かせください。

議長(山口 一成君) 佐藤均町長。

町長(佐藤 均君) DV、ドメスティック・バイオレンス、いわゆる配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関するご質問であります。配偶者暴力防止法が平成13年に施行され、その重要性が認識されており、本町におきましても、平成19年3月策定の「東員町男女共同参画プラン」の中で重点課題の一つである男女共同参画を阻害する暴力等への取り組みとして、女性や子どもに対する暴力の根絶のための相談窓口の情報

提供などの社会環境づくりや、広報紙等を通して、女性や子どもの人権侵害防止の啓発を掲げており、それに則して対応しているところであります。

議員もご承知のとおり、当該プランは、平成19年度から平成23年度までの5年間としており、平成21年度までの3年間で前期、残り2年間で後期と位置づけ、プランの推進を図ることにより、その進捗状況を把握しつつ、より実効性を高めるため、必要に応じた見直しを行うこととしておりますので、平成21年度までの前期を終えた時点で、必要であれば見直すこととなります。

また、ご質問にありますように、DV防止法において、地方公共団体の役割の一つに、市町村による基本計画策定の努力義務が課せられておりますが、今のところ、そういった計画は策定してございませんが、現況や、その必要性を確認しながら今後につなげてまいりたいと考えます。

また、DVに対する意識調査であります。先ほどの男女共同参画プラン策定時に「人権が尊重されていないと感じるのはどのようなことですか。」との設問の中でDVに関することも触れており、「家庭内での夫から妻への暴力」との回答者が40%強ありました。これは、男女共同参画全体としてとらえたものであり、DVに特化した意識調査を必要とするならば、改めて実施も考えてまいります。

次に、相談体制の整備の必要性や、啓発のための「支援コールボックス」の設置、あわせてその影響が子どもにも及ぶ可能性から、児童虐待対策など、ご意見を賜りましたが、いずれも重要なことと認識しておりますし、相談できる人材の養成、育成を図りながら、法の中にもありましたように配偶者暴力支援センター、警察、県または市町の関係機関の相互連携の強化が図られるよう努力してまいります。

今後も引き続き、子どもに対する対策も含め、地域福祉の観点で、DV防止、支援に取り組んでまいりますので、ご理解のほどお願いを申し上げます。

議長(山口 一成君) 川瀬孝代さん。

3番(川瀬 孝代君) ご答弁ありがとうございました。

最近のことなんですけれども、ある方が私のところに相談にみえた、その方より、DVの被害のことを伺いました。親のDVで自分たち子どもも虐待にあい、恐怖と失望でつらかった、今でも心の奥底に傷を負ってみえました。だれかに相談をしましたかと尋ねたところ、こんなこと、だれに相談したらいいのかわからなかった、また、話すことに抵抗があって話せなかった、そして、親から逃げるのが精一杯で、生まれてこなければよかったと何度も

思った、そのままずっと我慢をしていたというお話でありました。彼女は普通の社会人です。外からは全くわかりません。

私は今回、豊田市へ研修に行った中でも、DVに関する相談で、相談しなかったというのが60%くらいあったと伺いました。だからこそ、いざというときに身近なところで相談するところを、また相談できる人がいることが本当に必要だと考えます。

アンドレ・モロアの言葉の中に、政治の役割は母と子を救うことであるとありました。行政がしなくてはならないことは、被害を受けた人の安全な保護と再出発を保証することです。また、法律ができて使える人が育たなければ意味がありません。本町のDV対策について、今後の支援、また啓発が十分図られるよう、幾つかの提案をさせていただきました。

推進する責任を明確にし、暴力防止の対策がとれるよう、整備、取り組みを最重要によりしく願いをいたします。

次に、関係当局の部長に、DVに対して、また、当局としての率直なお考えをお伺いいたします。

松下部長、お願いいたします。

議長(山口 一成君) 松下忠生活福祉部長。

生活福祉部長(松下 忠君) お答えをさせていただきます。

DV、家族の中でいじめられるのは弱者である奥さんであるとか、それに付随する子どもであるとか、もしくは病弱な方であるとか、そういう方のところへ、どうしても被害がいきがちでございます。被害が出てからでは遅過ぎます。身体的な被害とか、精神的な被害が出てからでは遅過ぎます。先ほど町長も答弁いたしましたように、それを大きくならないうちに未然に防ぐような対策として、今後、私どもの職員も、そのことについてもっと勉強し、専門知識をつけて、こういう問題に対処していくように、これからも続けて頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長(山口 一成君) 川瀬孝代さん。

3番(川瀬 孝代君) 部長、ありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

続きまして、2つ目、携帯電話のリサイクル推進について、お伺いをいたします。

携帯電話は、今では世代にかかわらず、多くの方にとって、なくてはならないものとなっております。

携帯電話には、金や銀などの貴金属やコバルトなどのレアメタル(稀少金属)が含まれており、資源の少ない日本にとって、使用済み携帯電話を適切に処理をすれば、有用な資源が回収できると期待されています。

レアメタルとは、もともと地球の存在量が少ない金属や、経済的、技術的にも取り出し難い金属の総称でございます。

レアメタルの使われ方ですが、例えば携帯電話ではアンテナ部分にカリウム、液晶パネルにエンジウム、基盤・電子回路にはパラジウムや金が使われていて、日本で全く採掘されないものや、ごくわずかしが採掘されないものばかりです。この種の金属は、今、世界じゅうで需用が伸びており、原産国は輸出に統制をかけるなど、市場への流通は先細りになる可能性もあります。

日本では携帯電話、PHSを含むのですが、その電話は年間4,500万台から5,000万台販売されていると伺いました。一方、電話機の回収状況は、全国で回収された携帯電話の台数ですが、2001年には年間1,300万台でしたが、2007年には660万台と半減していることがわかっております。今後も回収量は減少する傾向にあるようです。その減少する傾向の理由として、写真やメールが残る端末をコレクション、思い出として残す。また、端末デザインの洗練化など、端末への愛着の強さが伺えます。

経済産業省では、資源エネルギー対策として、レアメタル推進事業を平成21年度予算に計上しています。また、ごみ収集を行政とする自治体の出資協力が得られるよう、働きかけを行っていくとおっしゃってありました。

東員町においては、ごみ出しハンドブックに携帯電話は不燃ごみ、できるだけ販売店に引き取りを依頼すると掲載されています。

携帯電話は宝の山であります。日本にとって、資源リサイクルや稀少金属の確保という点で、非常に大事なことだと思います。ごみとして処理しないで、資源としての意識を東員町の皆さんに持っていただけるよう、啓発が必要と考えます。

町長のお考えをお伺いいたします。

議長(山口 一成君) 佐藤均町長。

町長(佐藤 均君) 携帯電話の回収推進に関するご質問であります。携帯電話に限らず、廃棄物の処分においては3R、いわゆるリデュース・リユース・リサイクルの向上が基本理念であることは、いまさら申し上げるまでもございません。

議員の言われるとおり、携帯電話やPHSには、金・銀・銅など希少金属が含まれており、資源としてのリサイクルの必要性も確かでございます。

そこで、既に社団法人電気通信事業者協会や情報通信ネットワークの産業協会において、モバイル・リサイクル・ネットワークとして、その有効利用のための自主回収が行われております。

また、全国の自治体の一部でも自主的に回収を行っていると聞いておりますが、その事例なども伺いながら、一般廃棄物との調整を図り、できれば広域行政の中で連携して取り組んでまいりたい、そう考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議長(山口 一成君) 川瀬孝代さん。

3番(川瀬 孝代君) ご答弁ありがとうございました。

我が家もそうですけれども、皆さんの家庭にも、使用済み携帯電話が幾つか眠っているのではないかと思います。意識を改革していきたいと、そのように私も今回痛感いたしました。

先日の新聞報道で、2月15日付の中日新聞なんですけれども、その報道の中で、「レアメタル採掘で森林破壊、ゴリラの生存ピンチ」という記事がありました。拡大をして持ってきたんですけれども、おうちにある方はまた読んでいただきたいなと思います。

携帯電話やパソコンなどに不可欠なレアメタルがゴリラの生存を脅かしている。レアメタルの産地で内戦による貧困から住民がレアメタル採掘に走り、森林伐採が進んで、ゴリラの生息地が減少、使用済み携帯電話をリサイクルしない生活は、ゴリラの生息地を狭める結果に結びついている、というような記事の内容でございました。

今回ご提案しましたリサイクルの推進に、例えば広報や町での催しの時に、携帯電話を捨てたりしないで、「携帯電話は事業所へ」などの文言を入れたりして、周知啓発をするなど、何か工夫をしていただきたいと思います。

資源循環型社会へ、東員町も、ぜひこういったリサイクルに積極的に取り組んでいただきたいと強く要望をして質問を終わります。